

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高応援プレミアム商品券発行事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が続く中、市民生活への支援と地域経済の活性化対策として、プレミアム商品券(紙及び電子)の発行を支援する。 ②負担金、事務費 ③負担金(プレミアム助成分):372,500千円 事務費:57,500千円 (事務費内訳)人件費:2,307千円、印刷製本費:5,229千円、広告宣伝費:880千円、手数料:4,862千円、システム導入等:17,491千円、非課税世帯等への商品券配布関連費:22,493千円、その他(役務費、消耗品費等):4,238千円 ※事務経費に含まれる人件費については一般職員分を含まない。 発行部数:100,000冊(1部3000円で商品券購入→5000円相当) プレミアム率:66.7% ④奄美市民	R8.2	R8.4以降
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策水道料金減免事業	①水道料金の減免相当額について、高騰している食料品や資材等の購入への活用など市民の生活支援や事業者の事業運営に寄与する。 ②水道料金の減免に係る費用 ③給水区域1か月減免推計26,850,000円×6か月+給水区域外1か月減免推計30,000円×6か月 ④一般家庭及び事業所等、本市内の全ての給水契約者 ⑤公共施設は交付金対象外としている。	R7.7	R7.12
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策水道料金減免事業(R8年分)	①水道料金の減免相当額について、高騰している食料品や資材等の購入への活用など市民の生活支援や事業者の事業運営に寄与する。 ②水道料金の減免に係る費用 ③給水区域1か月減免推計26,850,000円×9か月+給水区域外1か月減免推計30,000円×9か月 ④一般家庭及び事業所等、本市内の全ての給水契約者 ⑤公共施設は交付金対象外としている。	R8.1	R8.4以降
4	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策資金利子補給事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている事業者への支援として、運転資金の借入に係る利子相当額を補助する。 ②利子補助 ③対象事業者数:150件 予定額12,000千円 ・利率*(融資額*件数)≒2.0%(上限2%以内) ・貸付金額上限:10,000千円 ④事業者	R8.1	R8.4以降
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	未就学児食費高騰対策支援事業	①食料品価格等の物価高騰の影響が続く中、未就学児を養育する子育て世帯へ食糧費の支援を実施する。 ②支援金、事務費 ③食糧費支援 1人あたり2,500円/月(総務省家計調査と消費者物価指数から算出)R7年度未就学児見込み1,900人×30,000円(年) 予定額:57,000千円 事務費:3,884千円 (事務費内訳)作業に要する会計年度雇用のための人件費:3,234千円、その他(役務費、消耗品費等):650千円 ④令和7年度の未就学児	R8.3	R8.4以降
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等食材費高騰支援事業	①国が定める公定価格等により運営を行っている高齢者施設等が安定的な運営を行えるよう、食材費の価格高騰分の一部を支援する。 ②支援金 ③食材費高騰対策支援金 ・養護老人ホーム・有料老人ホーム:12,800円/人 ・入所施設:4,500円/人 ・通所施設:2,300円/人 ④市内高齢者施設等 55事業所	R8.3	R8.4以降
7	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電買換え支援事業	①光熱費の高騰が続く中、電力使用量の大きい家電を省エネ製品に買い替える支援を行うことにより、家計における電気料金の負担軽減と、温室効果ガスの排出削減を図る。 ②補助金、事務費 ③補助対象世帯:400件×50千円=20,000千円、事務費400千円(需用費280千円、役務費120千円) ④奄美市民(世帯主)	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている医療機関等を対象とする。離島であることから輸送コスト等による影響を考慮し、物価高騰にかかる影響分に対しての支援を行う。 ②支援金、事務費(消耗品費、通信運搬費) ③物価高騰対策支援金 ・診療所(有床・無床):1施設当たり、9万円*25箇所 ・歯科診療所:1施設当たり、9万円*17箇所 ・保険薬局:1施設当たり、5万円*23箇所 ④市内の診療所・歯科診療所・保険薬局等 65事業所	R8.3	R8.4以降
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策支援事業	①国が定める公定価格等により運営を行っている障害福祉サービス事業所等が安定的な運営を行えるよう、食材費の価格高騰分の一部を支援する。 ②支援金 ③食材費高騰対策支援金 ・通所系事業所:23千円/事業所 ・入所居住系事業所:4千円/定員 ・消耗品費:192千円 ・通信運搬費:34千円 ④市内障害福祉サービス事業所等 60事業所	R8.3	R8.4以降
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	運輸事業者物価高騰対策支援事業	①燃油価格高騰の影響を受けている路線バス、タクシー等の公共交通事業者及び運送事業者を対象に、経営負担の軽減と安全・安心な運行の確保・維持に向けた支援を実施する。 ②支援金 ③支給対象者保有台数に対し、支援金を支給する。 支援金29,660千円、事務費340千円 (支援金内訳) ・路線バス:100千円/台×51台=5,100千円 ・大型貨物:80千円/台×157台=12,560千円 ・中型貨物:60千円/台×49台=2,940千円 ・小型貨物、タクシー:40千円/台×122台=4,880千円 ・軽貨物、運転代行随行者:20千円/台×209台=4,180千円 ④公共交通事業者および運送事業者	R8.3	R8.4以降